

「子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～(案)」に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	主な担当課	修正の有無	計画の修正案
1	P87	35母子健康教育	<p>「具体的事業35:母子健康教育について」 ハローベビーを開催するなど、妊産婦向けの講座を開催していただいておりますが、もっと妊産婦、そして妊娠を希望する夫婦などへの支援も手厚くしていただきたく思います。 妊娠を希望する夫婦向けのセミナーを開催したり、婦人科疾患の相談や不妊治療に対する相談窓口を設置したり、子育て世代だけでなく、プレ子育て世代から市でサポートすることで、本当の意味の「母になるなら流山」が実現されるように思います。 例えば、東京丸の内で開催されているような「まるのうち保健室」を、流山市でも実施する。それも、保健所ではなく、ショッピングセンターなど人が多く集まる場所で実施していただきたく思います。その際、平日夜間や土日の開催もとても重要です。体組成測定で自分の身体について知る、また管理栄養士による食事カウンセリングを通じて、食事について考え直す機会を与える。母や父になる前から、身体や食事について正しい知識を持つことで、健康な子供を産み、その知識を子供たちに伝えていくこともできます。 また、市内の小中高生に、命の誕生や自分たちの身体、結婚、妊娠、子育てについてなど、段階的に学べる機会を与え、流山市では健康な身体になるのが当然で、「妊活」という言葉が不要になるような街を目指していただきたいと思います。妊娠時には体脂肪率18%以上が望ましい、痩せは子宮年齢を高める、喫煙は卵子や精子に悪影響を及ぼすなど、子供のうちから学ばなくては手遅れになることがたくさんあります。小さいころからこのような教育を行うことで、流山市が目指している「生活の中から煙草をなくす」という目標も自然と達成されるのではないのでしょうか。 全体的な取り組みは、東京都文京区で実施されている「ぶんきょうハッピーベビープロジェクト」が良い例かと思えます。</p>	<p>現在、本市では、妊娠期から出産、そして子育て期への切れ目のない継続した支援や母子の健康に重点を置いた母子健康教育を展開しており、その一環として安心・安全な出産と育児に備えるため、年12コース(1コース3回)のハローベビーを実施しているところです。 今後は、妊娠を希望する夫婦を対象としたセミナーや相談事業等について、アンケート等によるニーズ調査を行ない、その必要性について検討してまいります。 また、母子健康教育の開催日や開催場所等については、現在、地域や団体の要望により土日の開催も実施していますが、今後は、より効果的な健康教育のあり方を見直していきます。 不妊治療に対する相談窓口は、現在、松戸健康福祉センターに設置されており、25年度の利用数は、松戸・我孫子・流山の3市の合計で来所が28件という実績となっています。そこで本市としては、まず松戸健康福祉センターが設置している相談窓口の市民周知に力を入れ、利用を推進したいと考えます。 市内の小中高生への母子健康教育は、保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門職が学校と連携し、継続的に行なっています。 命の尊さや正しい性の知識を伝える思春期保健対策や、「食育の推進」をテーマに、健全・健康な食生活を目指し、年齢が上がるほど朝食の欠食が増加傾向にあることなどに着目し、各年齢に応じて食の大切さを啓発しています。 歯科では、歯磨き指導を行い、お口の健康に関する知識の普及に努め、栄養分野も含め、生涯を通じて自分の歯で食べる楽しみを伝えています。 今後も更に学校保健との連携を強化していきます。</p>	健康増進課	無	
2-1	P96	62体験学習の推進	<p>「62体験学習の推進」について、博物館の体験学習は是非推進して頂きたいと思えます。ただし、「見る博物館から参加する博物館」のコンセプトに違和感があります。子どもたちの自主性を尊重して自由に学ぶためには、決められたプログラムに参加するようなシステムだけでなく、従来の展示や研究成果の公開・出版等「見る博物館」の要素は極めて重要と思えます。したがって、コンセプトは「見る」から「参加」に変えるのではなく、「見る博物館だけでなく参加する博物館」のように、見せるコンテンツに参加するコンテンツを付加する方針のほうが望ましいと思えます。長期に渡る研究成果や展示物に基づかない「参加する博物館」では、中身の無いわべだけの内容となってしまうのではないかと危惧します。既存の展示やこれまでの素晴らしい郷土研究の成果の「見る博物館」コンテンツの継続した整備が重要です。 なお、郷土研究の成果や展示の充実が文化の継承であり市民の財産です。現状の「見る」に「参加」の要素が加わる場合は、現状の人員や予算では十分な対応が困難であろうと推察します。長期的な計画に基づいて、十分な人員配置や予算措置が取られることを強く希望します。</p>	<p>「見る博物館から参加する博物館へ」のキャッチフレーズは、昭和53年開館時から継続しているもので、コンセプトを変更したものではありません。また、その意図するところも、ご指摘の『「見る博物館だけでなく参加する博物館」のように、見せるコンテンツに参加するコンテンツを付加する方針』と同じです。博物館では、「見せる」にあたる常設展・企画展の開催や調査研究報告書・市史研究などの刊行とともに、「参加する」にあたる展示解説や講座・講演会を実施しています。 人員配置や予算措置に関しては、ご指摘のとおり長期的な計画に基づき検討していきます。</p>	図書・博物館	無	
2-2	P100	第6章3(6)子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<p>第6章(6)子どもを取り巻く有害環境対策の推進について、74～80の事業だけでなく、「青少年活動域の禁煙・分煙の推進」を新たに追加すべきです。受動喫煙は子どもに健康被害をもたらす有害環境です。現在、市内公園では喫煙は規制されておらず、遊んでいる子どもたちの近くで喫煙する大人の姿が見受けられます。また、小学校の運動会等の行事では、学校敷地の直近で喫煙する大人の姿が見受けられます。市担当部局や教育委員会では、このようなケースについて子どもの受動喫煙の有無を科学的な根拠に基づいて評価されているのでしょうか。現状、受動喫煙があると思えますので、対応は喫緊の課題と思えます。 これらの対応を個人で行うのは困難です。喫煙者の権利を尊重するのはもちろんですが、同時に大人には子どもたちの受動喫煙を防ぐ責務があります。青少年が活動する場所では、未成年者への受動喫煙を防止するために禁煙と分煙を進めることを明記する必要があると思えます。 特に、オープンスペースであり、分煙が困難と思われる公園や学校周辺は禁煙にすべきです。これに必要な条例の整備について進めて頂きたいと思えます。</p>	<p>受動喫煙による健康への悪影響については、科学的に明らかとなっており「健康増進法」第25条の規定では、学校、体育館、病院など多数の者が利用する施設を管理するものは、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。 市役所や小中学校は市が管理する施設であり、健康増進法の趣旨に沿って禁煙としております。 しかしながらご指摘のように公園や学校付近において喫煙マナーに欠けた者も少なからず存在することも事実です。 市では、たばこ対策について平成27年度を始期とする「流山市健康づくり支援計画」の中で「生活の中からたばこの煙を減らす取り組みの推進」を位置づけ、乳児家庭の訪問時における指導、助言や小中学校でのたばこの害の教育、受動喫煙防止に取り組む事業者への補助制度など、喫煙者を減らす取り組みや受動喫煙の防止対策事業を展開するとともに、今後も様々な機会を捉えて受動喫煙による健康被害や禁煙について啓発を行ってまいります。</p>	健康増進課	無	

「子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～(案)」に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	主な担当課	修正の有無	計画の修正案
2-3	P103	86防犯対策の充実	「86防犯対策の充実」について、学校周辺や通学路には防犯カメラを設置することを検討してはいかがでしょうか。	市では、路上犯罪等の抑止を図り、市民の安全を確保するため、学校周辺や通学路を含めた市域全体を対象として、警察との協議を経て、防犯カメラの設置に努めています。	コミュニティ課	無	
2-4	P102	83公園の整備・充実	「83公園の整備・充実」について、流山市は公園が多いことが特徴であり、公園の整備と拡充は子どもが健全に生活するために重要なことであると思います。公園の防犯については、地域住民の理解と協力が欠かせません。公園の環境がより身近になると安全・防犯への関心も向上するのではないのでしょうか。 具体的には、公園の整備や清掃に地域住民が気軽に協力できる仕組みがあると良いと思います。現状、公園にはごみ箱が設置してありません。子どもと一緒に利用した際に、タバコの吸い殻や空き缶が落ちているのを目にします。持ち帰ろうにも毎回ごみ袋を持参しているわけではありませんし、小さな子どもを連れていくと持ち帰るのも困難です。クリーン作戦等、自治会単位で定期的に清掃していると思いますが、全ての地域住民が自治体活動に参加できるわけではありません。自治体活動とは別に、地域住民が公園を利用した際に任意で気軽に清掃できる仕組みを検討頂ければと思います。	公園内のごみ箱については、家庭ごみ等外部からの持ち込みごみが多いため、地元からの撤去意向もあり新たに設置はしていません。ごみのポイ捨てについては、各公園の状況に応じて、看板の設置で注意喚起をしています。 公園の環境整備への住民参加については、年間を通じて清掃や草刈が受託できる自治会と業務委託契約を結ぶことで、きれいな公園を維持すると共に、施設についての報告等をいただくことで、向上を図っています。 また、上記の自治会委託以外でも、個人的に清掃活動をしていただけるようなお申し出については、「花と緑のボランティア」として市に登録いただく制度があります。この制度は、物品提供の直接的な支援はしていませんが、ボランティア活動中の事故等に対応できる保険加入や講習会等の支援をしています。	みどりの課	無	
2-5	P109	105育児への父親の参加	「105育児への父親参加」について、文章表現に問題があると思います。親が育児へ参加しなければ育児放棄であり、育児に参加するのは当然の責務です。したがって、この文章の「参加」は不適切であり、「分担」と表記を改め、「105父親の育児分担」と修正すべきだと思います。事業内容については下記のように修正すべきだと思います。 「父親が育児に参加するのは当然の責務ですが、知識や技術の不足から、各家庭において必要とされる育児の役割を満足に分担することができない場合があります。父親が育児に必要な知識や技術を身に付ける機会を提供するため、各種教室、講座を開催します。また、父親が相応の役割を分担しやすい環境づくりに努めます。」	国の統計を見ても、父親の育児休業制度の取得率や育児の負担割合は、母親と比較し、依然として低い状況です。そのため、厚生労働省の啓発事業の中でも「父親の育児参加」と表現しており、本市も同様に扱うことが現時点では妥当と考えます。 なお、市では意識啓発や母親も父親も参加できる子育てサロン等の事業を実施しており、今後も男性が育児等に参加するための事業展開に努めます。	子ども家庭課 企画政策課 公民館	無	
2-6	P111	113学童クラブの活用	「113学童クラブの活用」について、インクルージョンの考え方は素晴らしいと思います。高学年の児童(小学4年生～6年生)は受け入れしないのでしょうか。インクルージョンの観点では、高学年の児童も受け入れるべきだと思います。	市内の各小学校区における学童クラブの需要は、保育需要と同様に増加傾向にあり、現在でも待機児童が発生している施設があります。 そのため、小学校1年生から小学校6年生までの児童を受け入れるためにも、当該計画の中で大規模な施設整備に取り組む考えです。なお、インクルージョン(障害を持った児童と健常児を区別なく共に保育する機会)の観点から、障害を持った児童は原則として小学校6年生まで受け入れています。	保育課	無	
2-7	P119	計画の推進体制	第7章 計画の推進体制について、5年という短期間に実行のある計画を推進させようとする市の姿勢は素晴らしいと思います。ただし、長期的な計画について、この案では説明が足りないと感じます。現在、保育園・幼稚園等のニーズが増えているのは理解できましたが、このニーズは継続的なものではないと思います。また、時間経過に伴い、保育園・幼稚園のニーズは減り、小学校、学童保育、中学校とニーズは変化するものと推察します。これらニーズの変化に対応するような内容が案には欠落していると感じました。例えば、保育園・幼稚園を学童保育のサービスに転用するような柔軟性のあるアイデアや施策を明記する必要があると思います。各基準や許認可の問題があると存じますが、市がリード・サポートしてこれら問題を解決し、現在、保育園を運営する法人が保有する資産を活用して学童保育に参入できるような仕組みが必要だと思います。校舎の豪華さには疑問がありますが、おたかの森の小中併設校の取り組みは良いアイデアだと思います。次は、管轄の異なる保育園と小学校併設も是非実現して頂きたいと思います。このようなニーズ変化に対応する施策やアイデア明記して、市が柔軟な姿勢で子ども・子育て支援に臨む姿勢を示して頂きたいと思います。	当該計画は、計画書に記載のとおり社会情勢等の変動を捉え、計画中間時点(平成29年度)で見直すことを前提としています。 また、平成32年度以降を対象とした延伸計画は必要になると考えています。その中で社会情勢の変動を捉え、保育園や幼稚園の学童保育のサービスへの転用や保育園と小学校の併設等の施策については、検討課題とさせていただきます。	子ども家庭課	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	主な担当課	修正の有無	計画の修正案
3-1	—	—	<p>1.児童館、児童センターについて</p> <p>以前、子ども子育て支援条例策定の際の意見交換会において、このような地域に置ける児童センターの重要性について意見を述べさせていただいた。受験競争が加速し、子どもたちへの早期教育が加速する中で、子どもにとって本当に重要な「遊ぶこと」をしっかりと確保する場所となってほしいと思う。また、私自身の理想を再度言わせていただければ、親が妊娠した時から、妊娠期の様々な情報を受け取る場として児童センターに通うようになり、子どもが産まれたら、子どもの検診、予防接種、子育て相談、子育てに関する情報を受け取り、子どもたちと一緒に遊ぶ場となる。子どもたちは、ここで遊び、健康診断を受け、虐待を受けているまたはそれに相当するような親等への悩み、学校の悩みについてカウンセラーをはじめ適当な大人に伝え保護される場、虐待を受けたりした場合には一時的なシェルターとしても活用できるような場になるといいなと思っています。つまり、子どもにとって、親にとって、相談し、支援を受けられる場になってほしいと思います。また子育て世代が最もいろいろな問題を抱える時期でもあります。仕事についてなど親が何か問題を抱えている際には、そこから市の他の部署へとつなげられる窓口となるような機能が果たせる場となってほしいと思います。</p>	<p>児童館や児童センターは、現在児童には重要な「遊ぶ場所」であり、保護者からの子育てに関する相談には各担当部門との協議を含め、対応しています。今後も子育て支援の拠点として充実していきたいと考えております。</p>	子ども家庭課	無	
3-2	—	—	<p>2.ノーマライゼーションの考え方について</p> <p>これまでの日本の社会は、障がいをもつ子どもが生まれると、その養育は、その子の家族が主に担ってきました。しかし、むしろ障がいをもつ子どもこそ、家族の中から「家族以外の場所」に連れ出していき、家族の負担をできるだけ小さくしていくための社会からの支援が必要なのではないでしょうか。</p> <p>これまでの流山市は、公立の保育園こそ障がいをもつ子どもを受け入れるべきであると思っておりますが、これまで公立の保育園は障がいをもつ子どもを受け入れてきませんでした。そして、「一部の」私立保育のみが、障がいをもつ子どもを受け入れてきました。このような背景があることをまず、しっかりと頭に入れておくことが必要だと思っております。</p> <p>むしろ、保育園に入園する条件の一つに、「子どもが障がいをもっていること」ということを入れても良いくらいだと思います。むしろ、障がいをもつ子どもにこそ、早期から専門家の力をかりて子育てをしていくことが、その子どもの成長に重要だと思うのです。また、子どもたちの集団の中でこそ、子どもは育つ、特に障がいをもつ子どもは育つと思っております。だからこそ、障がいを持つ子どもこそ、集団の中で育つことを保障することが必要ではないかと思っております。</p> <p>流山市には、障がいをもつ人に対してノーマライゼーションの考え方を徹底するということについて、腹をくっつけていただきたい。ノーマライゼーションという言葉が使われていても、施策をみると、本当にノーマライゼーションの実践するつもりがあるのかがわからず、こちらに伝わってこないです。</p> <p>ここ数年、流山市内の小学校では、特別支援学級が整備されてきました。またお母さん達の話や、特に発達障害の子どもたちは、他のお子さんの親からの希望、またそのような他のお子さんの親の希望を感じて、発達障害の子どもが特別支援学級への移ることを希望しているとの話を聞きました。本当にそれは子どものためになるのでしょうか。「障がいをもつ子どものため」といういい方で、排除されているのではないのでしょうか。2015年2月21日から「みんなの学校」というドキュメンタリー映画が公開になります。この映画は、大阪の大空小学校が、不登校ゼロ、発達障害がある子や気持ちをコントロールできない子どもも同じ教室で育っていく様子、つまりノーマライゼーションを徹底的にやるのだということを実践している学校の様子を収めた映画です。このような取り組みが行われ、その映画の中でもあるように、障がいを持つ子どもたちが育っていつている。それこそが「教育」なのではないのでしょうか。流山市の特徴は、この市が柏市や松戸市と違って「大きすぎない」ことにあるのではないかと思います。つまり、子どもたちに対しても、もっと細やかに対することが出来る教育ができる規模の行政だと思っております。このような教区を実現するためには、先生たちが本当に「教育」そのものに全力を投球できる環境をつくっていくための行政の努力も必要かと思っております。そのような教育の周辺には、地域の在り方、親の在り方、そして子どもたちの有り様も変わってくる、ひいては将来の社会の在り方を変えていく教育が育っていくのだと思っております。</p> <p>その上で、あらゆる保育園で障がいをもつ子どもを受け入れることを拒否しないための方策が必要だと思っております。障がいを理由に入園できない場合に、親が相談できる窓口を整備すべきだと思っております。またこれまで障がいをもつ子どもを受け入れてこなかった保育園・幼稚園に対してのサポートをしっかりと充実させる必要があるのではないのでしょうか。また、これまで以上に、障がいをもつ子どもを受け入れている保育園・幼稚園への保育者・先生の加配をしていくことを保障していただきたいと思っております。</p> <p>小規模保育が充実するとのことですが、障がいをもつ子どもが集団の中で、つまり子どもたちの中で育つことを保障されず、小規模保育に誘導されることがないようにしていただきたいと思っております。</p>	<p>ノーマライゼーションの考え方は、非常に重要であると考えています。そこで、流山市の保育所における障害児への対応は、保護者が保育所への入所要件を備えている児童については、原則として全ての公私立保育所が障害児保育として保育を行っています。一方、保護者が保育所への入所要件を備えていない障害を持った児童については、集団保育により児童の成長を支援するために、本市の単独事業として公立保育所で「統合保育事業」を実施しています。また、幼稚園についても、原則として全ての幼稚園で障害を持った児童の受け入れを可能としています。更には、保育士等の資質を向上させるため、保育所では、公私立保育所で積極的に保育士を研修に参加させ、提供する保育の質を高めるとともに、保育士の資質の向上を図り、障害児の受け入れの強化に努めています。また、私立幼稚園に対しての市の支援体制としては、幼児教育支援センターが行っている巡回相談や会議を通じ、受け入れの充実を図っています。</p>	保育課	無	

「子どもをみんなで育む計画～流山市子ども・子育て支援総合計画～(案)」に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	主な担当課	修正の有無	計画の修正案
3-3	—	—	3.子どもたちの体をつくるために 児童発達センターがもっと充実し、また障がいをもつ子どもだけではなく、広く開放された場になることを希望します。理学療法士も、もっと多くしてください。そして、各保育園、幼稚園、小学校、中学校などを訪問しながら、体を見ていくことが必要です。内股になっている子ども、猫背の子どもなど、むしろセンターのスタッフが学校を回る中で、体を見て、専門スタッフの指導を受けていくことが必要ではないでしょうか。	児童発達支援センターの利用対象は、障害児となっています。 児童発達支援センターの役割は、地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への適応訓練を行う施設となっています。 また、児童発達支援センターに属している理学療法士の役割は、同センターに通う肢体不自由児や重複障害児に対して医師の指示のもと理学療法を行うものです。 今後、児童発達支援センターの開設に伴い、幼稚園、小学校等から、成長過程において障害が心配される相談があった場合には、対応できるように検討していきます。	障害者支援課	無	
4	—	—	自分の子どもに関することが、どのように変わるのかが気になります。流山市は、未就園児のサポートが松戸市より充実していると思いました(支援センターの数や支援センター主体の子育てサロンなど)。また、施設の場所が身近に感じられない(交通の便が悪い)や周知されていなく、そういった施設や支援を知らずにいる人もいますので、情報の提供、方法も大事だと思います。(初めての場所は行きにくかったり、知ってはいるけれど行かずじまだったり) 預かり施設、教育施設も大事ですが、子どもたちが安心して遊べる場所(公園、室内施設)がもっと充実して欲しいと思います。 特に動く子ども(3歳～)が遊べる室内施設、複合遊具のある公園が身近にあって欲しいと思います。 今後、預けられる施設が増えると、利用者も増え、対応も変わっていくと思うので、年齢、ニーズに合わせた内容が一覧でわかるようになっていくと伝わりやすいとも思いました。 まとまりがなくなりましたが、感じたままを記入させて頂きました。	子育て支援情報の提供については、今後も分かりやすく使いやすい情報提供に努めていきます。また、御指摘いただきました預かり施設の情報についても、ホームページ等を充実させ、対応していきたいと考えています。	子ども家庭課	無	